

毎月勤労統計調査地方調査の説明

1 調査の目的等

本調査は、賃金・労働時間及び雇用について、群馬県における毎月の変動を明らかにすることを目的として、統計法に基づいて行われている指定統計調査である。

2 調査の対象

日本標準産業分類の鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業において、常時5人以上の常用労働者を雇用する事業所のうちから抽出された約700事業所である。

3 調査期日

毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在とする。）

4 調査事項の定義

（1）常用労働者

期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者及び臨時又は日雇労働者で前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者である。ただし、事業主又は法人の代表者及び無給の家族従事者は除く。

（2）パートタイム労働者

常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週間の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者をいう。

（3）現金給与額

賃金、給与、手当、賞与、その他名称の如何を問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払うもののうちで、通貨で支払われるもの（所得税、社会保険料組合費等を差し引く以前の総額）をいう。

「現金給与総額」＝「きまつて支給する給与」＋「特別に支払われる給与」

ア きまつて支給する給与（定期給与）

労働協約、就業規則等において、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって毎月同じように支給する給与をいう。

〔例〕 基本給（月給、日給、時給）、年齢給、職務給、出来高給、地域手当、家族手当、役付手当、精勤手当、超過勤務手当、宿・日直手当、休日出勤手当、深夜業手当、休日出勤手当、休業手当、通勤手当、特殊勤務手当

イ 特別に支払われた給与（特別給与）

現金給与のうちできまつて支給する給与以外のすべてのものをいう。

〔例〕 夏季・冬季の賞与、期末手当等の一時金、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップ又は定期昇給による追給分

ウ 所定内給与

「きまつて支給する給与」－「超過労働給与」

（4）出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数で、1日のうちで1時間でも就業すれば

出勤日となる。

(5) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間で所定内労働時間と所定外労働時間との合計時間である。

ア 所定内労働時間

事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の休憩時間を除いた時間数をいう。

イ 所定外労働時間

早出、残業、臨時の呼出及び休日出勤等の労働時間をいう。

5 調査の結果

この調査の結果は、調査事業主からの報告をもとにして本県の5人以上規模のすべての事業所に対応するように推定された数値である。したがって、調査結果に若干の標本誤差が含まれている。

6 結果利用上の注意

- (1) 指数は、平成12年を基準時(=100)とする。
- (2) 事業規模30人以上の事業所は、おおむね3年ごとに調査対象事業所の抽出替えが行われており、最近では平成16年1月に対象事業所の抽出替えが行われた。
- (3) 抽出替えに伴い新旧調査結果にギャップが生じるため、時系列的連続性を保つ上から指数を修正する必要がある。今回のギャップ修正は、賃金指数、労働時間指数については、平成14年2月から平成15年12月までの指数を平成16年1月以後の水準に改訂し、常用雇用指数については、平成11年2月から平成15年12月までの指数を平成16年1月以後の水準に改訂する方法を採用した。
- (4) 実数値についてはギャップ修正を行っていないため、時系列比較は指数により行っている。
- (5) 鉱業、不動産業等調査対象事業所が僅少な産業については、秘密保持のため公表していないが調査産業計の欄には当該産業も含めてある。

統計表中の符号の意味は、次のとおりである。

「X」・・・調査対象事業所が僅少なため、秘密保持のため公表しないもの

「0.0」・・・単位未満

本報告書についてのお問い合わせ先

群馬県 総務局 統計課 経済産業グループ

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電話 027-226-2410, 2412

FAX 027-224-9224

平成17年3月発行